

I

でんさいとでんさいネットの概要

I - 1

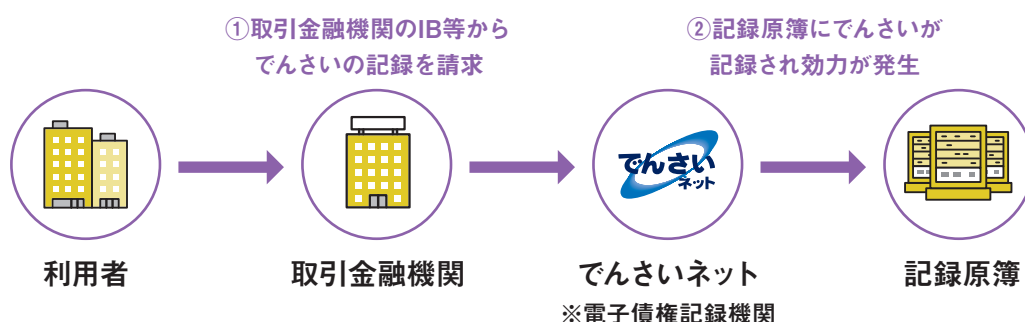
▶ でんさいとは

でんさいとは、でんさいネットが取扱う電子記録債権※です。



利用者が取引金融機関のインターネットバンキング（IB）等を経由してでんさいの記録を請求し、でんさいネットの記録原簿（システム）に記録されることで効力が発生します。

でんさいの利用イメージ図



※電子記録債権は、手形・売掛債権等の問題点を克服した金銭債権です。電子記録債権の発生・譲渡は、電子債権記録機関の記録原簿に電子記録することが、その効力発生の要件です。

※電子債権記録機関は、記録原簿を備え、利用者の請求にもとづき電子記録や債権内容の開示を行うこと等を主業務とする電子記録債権の「登記所」のような存在です。主務大臣の指定を受けた専門の株式会社です。

I - 2

▶ でんさいネットとは

でんさいネットとは、一般社団法人全国銀行協会が100%出資し設立した、電子債権記録機関「株式会社全銀電子債権ネットワーク」の通称です。

社名	株式会社全銀電子債権ネットワーク（通称：でんさいネット）
企業理念	銀行の信頼・安心のネットワークを基盤として、電子記録債権を記録・流通させる新たな社会インフラを全国的規模で提供し、中小企業金融をはじめとした金融の円滑化・効率化を図ることにより、わが国経済の活性化に貢献します。

「紙の手形等の全面的な電子化※に向けて取り組んでいます！」

※政府の2026年までの約束手形の利用廃止等の方針を踏まえ、金融界は産業界と連携・協力を得ながら、2026年度末までに紙の手形等から電子的決済サービス（でんさい等の電子記録債権またはインターネットバンキングによる振込）への移行を推進しています。

I - 3

▶ でんさいの特長

でんさいの特長は、「手形と同様の利用方法を採用」「全国の金融機関で利用可能」である点です。



1. 手形と同様の利用方法を採用しています。

- ・中小企業の資金調達の円滑化に資する最も汎用的な利用方法として、
現行の手形と同様の利用方法を採用
- ・手形の取引停止処分制度と類似の制度を整備



2. 全国の金融機関で利用が可能です。

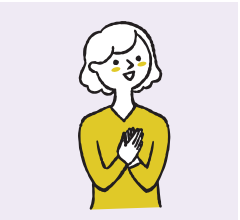
- ・全国の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、農協・信連等）の
インターネットバンキング・窓口で利用が可能
- ・相手先企業の取引金融機関を考慮する必要なし
- ・でんさいネットの参加金融機関一覧はこちら



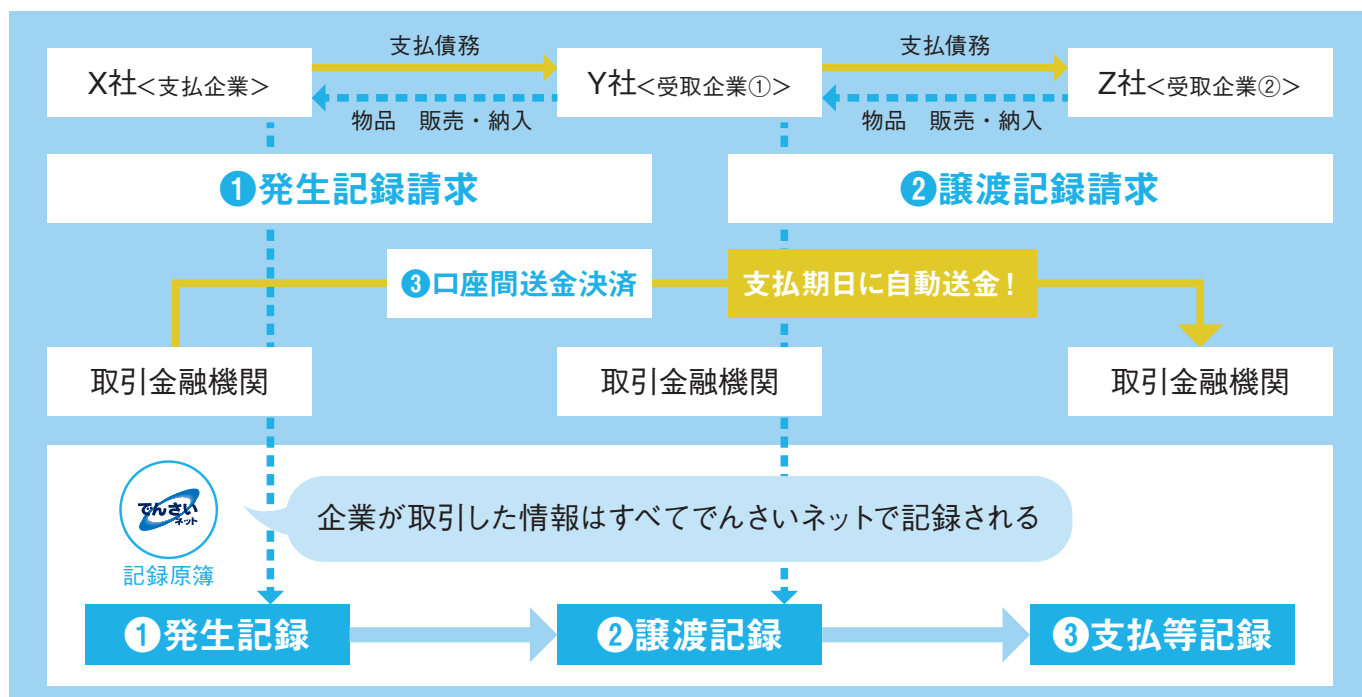
I - 4

▶ でんさいのメリット

でんさいは、支払企業・受取企業の双方にメリットがあります。

支払企業	受取企業
 コスト削減※ 手形と異なり、印紙税は非課税。 郵送料や手形用紙代も不要。	 コスト削減※ 領収書に係る印紙税は非課税。 郵送料や取立手数料も不要。
 事務負担軽減 手形の振出作業や郵送等、 支払に関する面倒な事務 負担が軽減。	 事務負担軽減 領収書の作成、手形の保管・ 管理、取立依頼事項等は 不要。
 リスク低減 現物がないため、紛失や盗難 の心配がなく、災害にも強い。	 リスク低減 現物がないため、紛失や盗難の 心配がなく災害にも強い。 取立忘れのおそれもなし。
※手数料は各金融機関で異なるため、詳しくは取引金融機関にお問い合わせください。 ※領収書に係る印紙税についてはP30Q8を参照。	 資金繰りの円滑化 支払期日に資金利用が可能。 また必要な分だけ分割して利用 が可能。

でんさいの取引は、手形振出に相当する「発生記録請求」、手形裏書に相当する「譲渡記録請求」、手形取立に相当する「口座間送金決済」があります。



① 発生記録請求（手形振出に相当）

X社はインターネットバンキング（IB）等を利用して、支払情報を入力
Y社は発生記録の結果通知を電子メール等で受け、IB等を利用して内容確認
※事務負担を平準化するため、発生記録日（振出日）の1か月前から予約可能

② 譲渡記録請求（手形裏書に相当）

Y社はIB等を利用して、譲渡情報を入力
Z社は譲渡記録の結果通知を電子メール等で受け、IB等を利用して内容確認
※譲渡記録には原則として、譲渡人の保証が随伴される

③ 口座間送金決済（手形取立に相当）

X社は支払期日までに決済口座に資金を準備
Z社は支払期日に決済口座に入金されていることを確認

I - 6 ▶ でんさい導入までの流れ

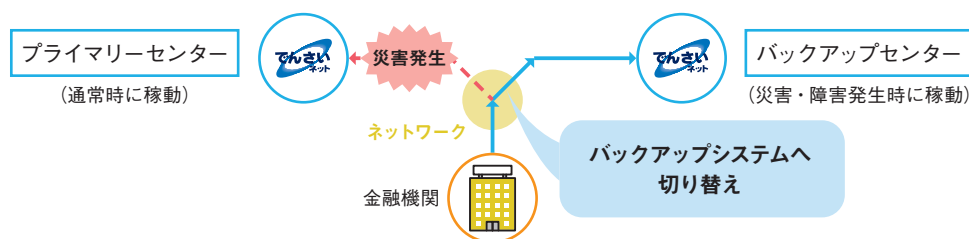
支払利用		受取利用
利用の検討 ・でんさいに切り替えた際のコストメリットを試算。 ・支払条件等の検討や社内事務・会計システムを確認。 ・利用について社内決定。	STEP 1	案内状が届く ・取引先からの案内状で手形からでんさいへの支払方法変更の内容であることを確認。
取引先への案内 ・取引先にでんさい切替の案内状※を送送。 ・取引先からの回答を取りまとめる。 ※案内状のサンプルはでんさいネットウェブサイトに掲載。	STEP 2	利用の検討 ・でんさいに切り替えた際のコストメリットを試算。 ・社内事務・会計システムを確認。 ・利用について社内決定。
利用準備 ・取引金融機関とでんさいの利用契約を行う。 ・でんさいを取扱う権限者等を設定する。 ・社内事務・会計システムの整備を行う。	STEP 3	でんさいの契約・回答 ・取引金融機関とでんさいの利用契約を行う。 ・取引先に回答書を返送。
支払開始 ・本格的にでんさいでの支払を開始する前に親密先数社で利用後、支払を開始。	STEP 4	利用準備・受取開始 ・でんさいを取扱う権限者等を設定後、受取を開始。

I - 7 ▶ でんさいの利用を始めるに当たって

でんさいを利用するには、あらかじめ取引金融機関に利用を申し込み、利用者番号を取得する必要があります。利用者番号は、英数字で構成された9桁の番号（英字の「I」「O」「Z」を除く）で、1利用者につき1つの番号が付与されます。

I - 8 ▶ 災害・障害発生時等の対応

災害等発生時は、バックアップシステムにより業務継続が可能です。その他、詐取等が生じた場合にも、記録された取引内容から相手先や流通経路を追跡可能です。開業後、一度も不正アクセスやシステム障害等は起こっていません（2023年1月現在）。

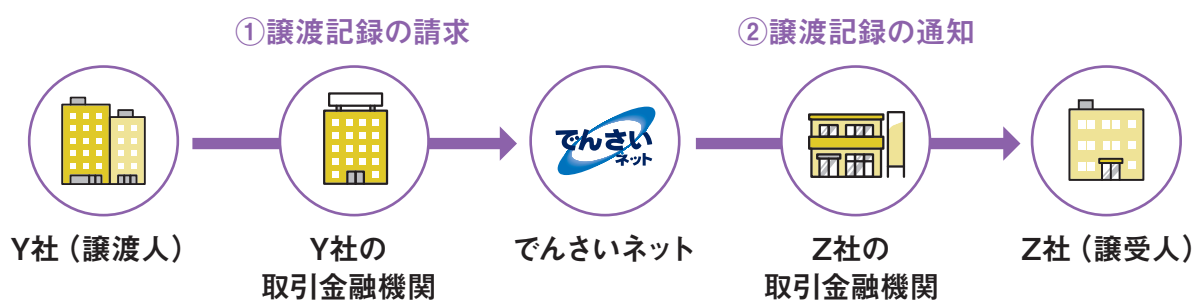


I - 9 ▶ 手形等と同等の機能・制度

でんさいは手形等と同等の機能や制度が設けられています。

(1) 譲渡記録請求

手形の裏書譲渡（回し手形）と同様、受け取ったでんさいを譲渡（記録請求）することができます。また、譲渡記録には原則として譲渡人の保証が随伴されるため、支払不能が生じた場合に譲渡人は遡求義務を負います（詳細は「II-7でんさいの譲渡（分割）記録請求について」を参照）。



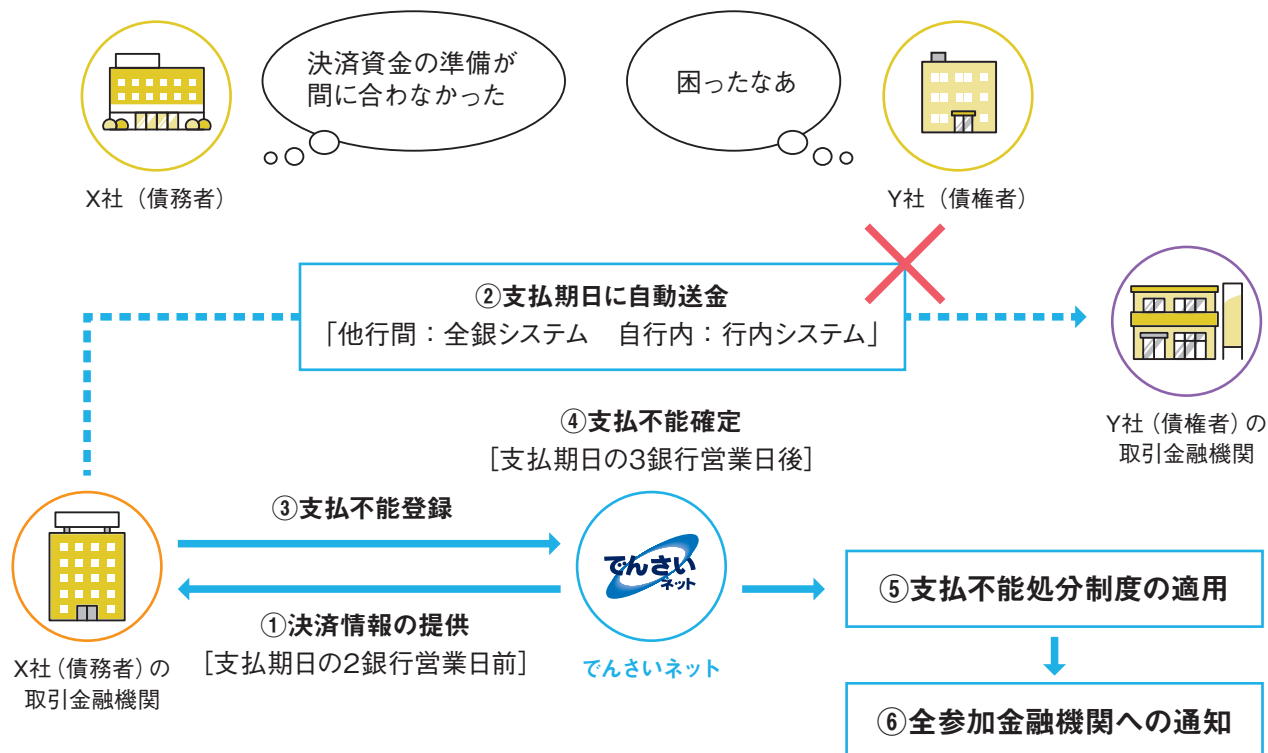
(2) でんさい割引

手形のように、金融機関に譲渡することで割引を行うことができます。ただし、金融機関によって取扱可否・審査基準・所要時間等が異なります。



(3) 支払不能処分制度

支払期日に資金不足となった場合、債務者に対し「支払不能処分」という手形の取引停止処分と同等のペナルティが課せられます。6か月以内に2回支払不能が発生した債務者に対して、債務者としてのでんさいの利用、および参加金融機関における貸出取引が2年間停止されます。なお、手形の不渡との回数の通算はされません。



(4) 1円からの発生記録・譲渡記録が可能 ※【2023年1月から開始】

でんさいは1円から発生させることが可能です。このため、少額で利用している手形等からでんさいに移行ができます。



(5) 支払期日の3銀行営業日前まで発生記録・譲渡記録が可能※ ※【2023年1月から開始】

債務者請求方式の場合、支払期日の3銀行営業日前まででんさいの発生または譲渡ができます。このため、短期で利用している手形等からでんさいに移行ができます。



※金融機関により取扱可否が異なります。

(1) 分割・譲渡

必要な金額だけ分割して譲渡することができます。

- ・資金繰りのため、取引金融機関に700万円のでんさいのうち、300万円を分割・譲渡記録（割引）するケース



利用者

【でんさい情報（親債権）】

- ・記録番号：……………001
- ・債権金額：7,000,000円
→4,000,000円
- ・支払期日：20XX年10月31日
- ・債務者情報：X社
- ・債権者情報：Y社（利用者）

新たに記録番号が採番され、
300万円の債権として取引金融
機関に譲渡され資金化（割引）

【でんさい情報（子債権）】

- ・記録番号：……………002
- ・債権金額：3,000,000円
- ・支払期日：20XX年10月31日
- ・債務者情報：X社
- ・債権者情報：取引金融機関
- ・保証人情報：Y社（利用者）



取引金融機関



取引金融機関への分割・
譲渡記録により、債権金額
700万円から400万円に

手形の時のように、支払企業は同一の
取引先に複数枚振り出す必要はないんだね。

(2) 予約請求機能

事務の平準化を図るため、1か月先までの日付を指定した予約請求（発生・譲渡）ができます。ただし、金融機関により取扱可否が異なります。



X社（債務者）

月末に支払があるから、早めに
予約しておこう

日	月	火	水	木	金	土
				1		
					30	

予約内容はあらかじめ確認できるから安心！



Y社（債権者）

発生記録の予約請求

- ・債務者：X社
- ・債権者：Y社
- ・債権金額：10,000,000円
- ・発生日：20××年9月30日

発生記録成立

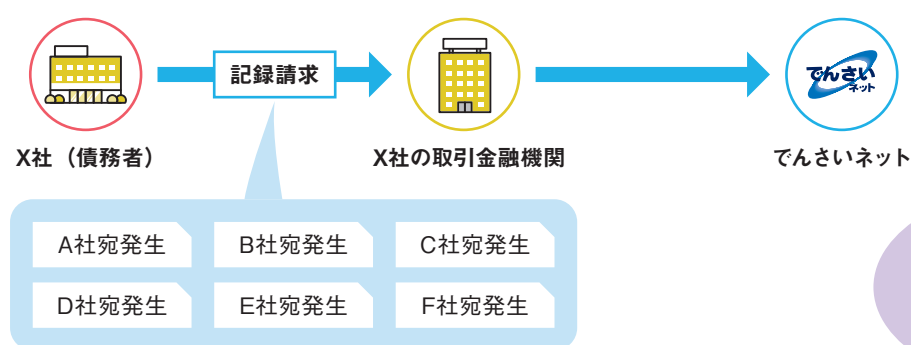
- ・債務者：X社
- ・債権者：Y社
- ・債権金額：10,000,000円
- ・発生日：20××年9月30日

営業日時は、平日（銀行営業日）の9時～15時です。

当該営業時間帯は、当日請求・予約請求共に可能です（詳細は「Ⅱ-3営業日・営業時間」を参照）。

(3) 一括請求機能

発生記録請求、譲渡記録請求、分割記録請求は、それぞれ複数の請求を一括して行うことができます。ただし、金融機関により取扱可否が異なります。

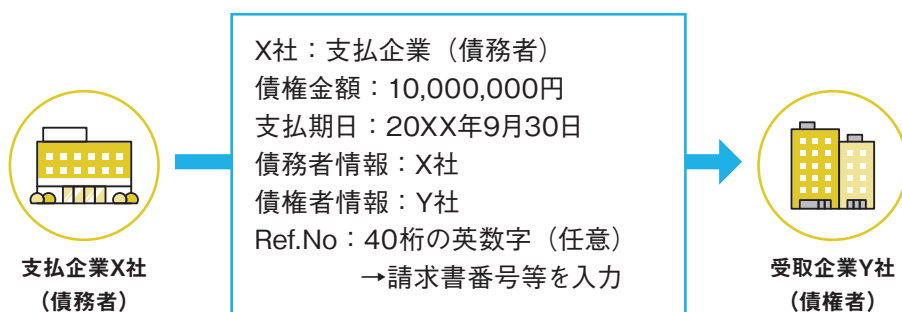


(4) 請求者Ref.No

でんさいの発生・譲渡時に、請求者Ref.Noとして任意の英数字（40桁）を入力することが可能です。請求者Ref.Noとは、お取引先と取引内容を管理するためのフリー入力欄です。請求書番号等を入力することで何の支払であるかの確認が容易になります。



受取企業は請求書番号が付随していることで、消込の効率化が図れます。支払企業も、どの商取引の支払なのかを後から確認することが可能です。

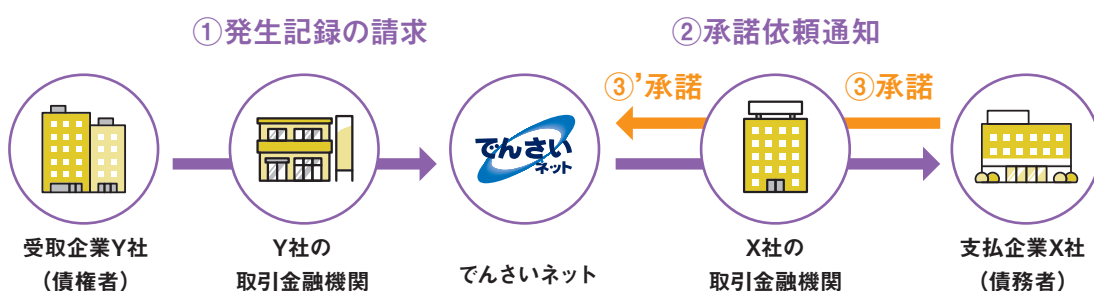


(5) 債権者による発生記録（債権者請求方式）

債権者（受取企業側）が発生記録請求を行い、債務者（支払企業側）が承諾する方式です。



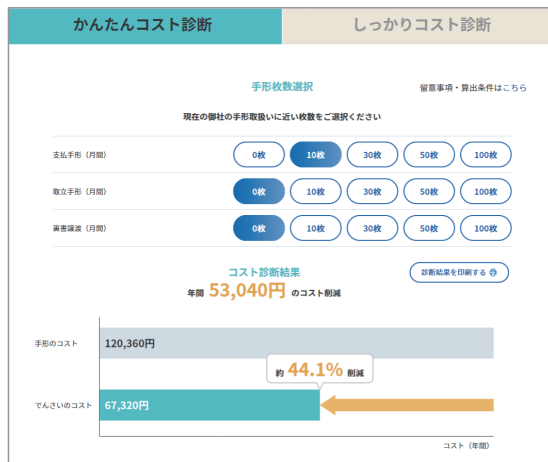
でんさいネットから債務者の取引金融機関へ承諾依頼通知を発した日から5銀行営業日以内に債務者（支払企業側）の承諾が得られなければ、発生記録は不成立となります。



※金融機関および債務者により取扱可否が異なります。

① でんさいコスト診断

手形からでんさいに切り替えた際のコストシミュレーションツールを2種類（「かんたん版」「しっかり版」）掲載しています。



② お取引先でんさい利用状況検索サービス

取引先企業のでんさいの契約有無が確認できます。



③ 事例紹介ページ

でんさいを利用中の企業の導入経緯や効果等を紹介しています。

